

令和 5 年度 事業計画

相談支援センターくらふと

1. 基本方針

相談支援センターくらふとは、法人の理念である「一人ひとりの自己実現と誰にとっても暮らしやすい地域づくり」を実現することに基づき、障害のある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、できるだけその人の希望や実情に合わせて、利用者主体の適切な相談支援を提供する。

また、精神障害者をはじめとする多くの支援が必要な人が、地域移行や地域定着、自立生活援助などの支援や地域のネットワークなどを活用し、安定した暮らしができるよう、質の高い相談支援を行う。合わせて、ピアサポーターの力が発揮できる機会を増やすこと、地域のネットワーク作りに寄与することなどを通じて、地域福祉の向上を目指す。

さらに、令和 5 年春には新型コロナウイルス感染症の取り扱いや規制の緩和が実施されることが決定した。ここ 3 年間影響を受けてきた地域移行支援をはじめとする支援については、これを契機に支援の形や方法を変えながら、停滞していた支援を再開、活性化する必要がある。特にくらふとにおいては地域移行支援における精神科病院からの退院支援、地域移行が活発化し増加することを目指す。これを実現することが、地域移行支援の本格的な推進につながるという使命をもって、取り組む。また、コロナの影響で中断していた事例検討を、昨年 12 月からくらふとが法人全体に声掛けし、やり方を変更して再開した。この事例検討は、対話によるアセスメント（いわゆる野中式）やグループスーパービジョンなどの要素を取り

入れ、個別の課題解決を図るだけでなく、継続して行うことで、法人全体の支援力の向上や人材育成に生かしていく。

今年度は、新生くらふと2年目を迎えることから、改めて相談支援の原点に立ち返り、断らず、多くの支援を必要とする人に支援が届けられるよう、相談支援専門員や職員が研鑽に励み、法人内の様々な部署や地域の関係者と連携し、法人の発展に寄与していく。

II. 事業

1. 特定相談支援事業・障害児相談支援事業

○はじめに

くらふとは昨年度相談支援専門員をはじめとして、多くの経験者の退職を経て、新たなスタートを切った。全体の規模を縮小しながらも、従来の方針を維持しつつ、達成可能な目標を設定し、堅実な運営を維持して、一定の成果を上げることができた。

この経験を活かし、必要な支援は断らず、より困難に立ち向かうという姿勢を持ちながら、等身大の相談支援を今後も実践していく。

① 事業内容

特定相談支援事業は利用者のニーズを見極め、適切なサービスの提供に努めるとともに、利用者のストレングスに着目し、利用者の主体性を尊重した支援に努める。また関係機関などとの連携を生かした相談支援を行う。

障害児相談支援においては、利用者本人の主体性を尊重しつつ、家族をはじめとする保護者など関係者との連携を図り、利用者の成長や可能性を高める支援の提供を目指す。

ピアサポーターが利用者に働きかける機会を増やし、個々の特徴を生かした支援を行う。

② 職員体制

職員配置は、相談支援専門員の研修を修了した実務経験のあるものを配置するほか、精神保健福祉士など有資格の職員を優遇して配置することで、より専門性の高い支援を目指す。また必要な場合は、ピアサポーターを活用する等、支援の可能性を広げて対応する。

常に支援の質を検証し、基準を満たした場合、必要な加算等を算定する。

請求業務をはじめとする事務作業も重要なことから、事務職員を適切に配置することで、効率的な業務分担を検討する。

③ 年間利用予定件数

相談支援専門員がその持てる能力を適切に発揮できるように、個別に目標数を設定し、負担が少なくなるように工夫し、余力を持つことで、緊急な場合やより支援が必要なケースに対応できるように工夫する。

昨年度の実績に基づき目標値を掲げると、児者合わせて新規と継続の計画作成数は月平均 18 件、モニタリング月平均 78 件、計 96 件から 100 件を達成する。

2. 一般相談支援事業

○はじめに

くらふとは、地域移行に力を入れてきた経緯を踏まえ、依頼に対してはできる限り対応し、一人でも多く地域生活に移行できるように、最大限の努力を行なう。また地域定着が進むように、一人一人の生活実態に寄り添い、適切な支援に努める。

従来から活用しているピアサポーターの力を引き続き発揮できるように、病院への働きかけにチャレンジするとともに、地域生活場面における訪問などの支援も引き続き行っていく。

基本方針で述べたように、コロナの影響で停滞していた地域移行支援を、コロナの取扱い緩和に合わせさらに活性化し、実績を増やしていく。

(1) 地域移行支援

① 事業内容

地域移行支援はさまざまなオーダーに応え、柔軟に対応できるように個別支援を原則とする。病院の場所や環境によっては、丁寧なアセスメントに基づく支援が必要となるため、職員やピアサポーターがチームを組むなど複数で対応できる体制を整える。また都事業も含めた体験宿泊などを利用して、地域での体験を重視した支援を構築する。

② 職員体制

相談支援専門員を中心に必要な支援については複数で対応することを積極的に実施する。またピアサポーターの活用も検討し、必要に応じて導入を図る。

③ 年間利用予定者数

現状の実績をベースに、必要に応じて、対応可能な支援を実施する。現状では地域移行が通年で1

0～15件、実質退院者数5～7件を維持しつつ、可能な範囲で増加を目指す。

またコロナの取り扱い緩和に合わせて、さらに依頼が増えるよう、病院や地域支援者にも周知し、実績が増やせるよう働きかけていく。

(2) 地域定着支援

① 事業内容

地域定着支援についても、自立生活援助や様々なサービスを活用し、訪問看護やクリニックをはじめ地域の様々な資源と連携し、地域生活の下支えとなることで、その人なりの豊かな生活の実現に努める。

② 職員体制

相談支援専門員を中心に必要な支援については複数で対応することを積極的に実施する。またピアサポーターの活用も検討し、必要に応じて導入を図る。

③ 年間利用予定者数

現状の実績をベースに、必要に応じて、対応可能な支援を実施する。現在は通年で17～20件となっているので、これを維持しつつ、可能な範囲で増加を目指す。

またコロナの取り扱い緩和に合わせて、さらに依頼が増えるよう地域支援者に周知し、実績が増やせるよう働きかけていく。

3. 自立生活援助事業

○はじめに

江戸川区は全国でも自立生活援助の普及が進んでいる。一方でその支援の有効性について十分に

認識できていない部分があり、せっかくの支給決定を本来の目的とは違う方法で活用していることも見受けられる。くらふとしては、改めて自立生活援助は相談支援のアウトリーチであることを認識し、適切で有効な支援を構築し提供していく。

また自立生活援助では、ピアサポーターによる支援が有効なため、引き続き支援に積極的にかかわる機会を増やしていく。

① 事業内容

利用者の地域生活の安定や参加の機会の創出など、その役割が大きい自立生活援助を適切に実施し、利用者が地域でその人らしく生活できるよう、提案の質や選択の幅を高める支援を目指す。関係者や家族、地域の住民との連携を意識し、ピアサポーターも含めてチーム支援で当たることを再確認して支援を提供する。

② 職員体制

個別支援が基本ではあるが、常に支援チームを意識して、情報共有をはじめとする連携を強化する。ピアサポーターの活用を進め、利用者が住みやすい環境づくりに努める。

③ 年間利用予定者数

有期限のサービスであることを踏まえ、必要に応じて柔軟に対応するほか、期限終了時に利用者がどのような暮らしをイメージできたかを意識した支援を心掛ける。修了者の数も見据えて現状をベースに徐々に環境を整備して、支援を増やしていく。

現状の実績をベースに考え、必要に応じて月 8 人から 10 人程度の支援を実施する。

またコロナの取り扱い緩和に合わせて、さらに依頼が増えるよう地域支援者に周知し、実績が増やせるよう働きかけていく。

4. 江戸川区精神障害者地域生活安定化支援事業

○はじめに

「江戸川区精神障害者地域生活安定化支援事業」は、江戸川区が実施主体となり、精神障害者が地域においてより安定した生活が送れるよう、運営を区内の民間団体に委託し「先駆性」や「専門性」を取り入れている。そこで明らかになるニーズには、精神保健福祉領域に限らず、虐待等緊急一時避難、重複障害、引きこもり、経済問題、未受診や治療中断、その他状況的に福祉サービスの対象になりにくい方など、既存の障害福祉サービスだけでは充足されないものも多く、地域のニーズとして捉えなおし、集中型ケアマネジメントを実践する。

① 事業内容

特定相談支援（障害福祉サービスを活用したマネジメント）との連続性をもたせ、民間団体の柔軟性や機動性を取り入れた受託事業として、中立公正性が担保された支援を展開すること、これまで積み上げてきた地域とのネットワークを活かすこと、既存の福祉サービスでは充足がむずかしいニーズに対して創意工夫を以て望むこと、本事業を通じて地域の力に変えていくことを重点に支援を実施する。

具体的には、地域で暮らす精神障害者の病状悪化による問題行動・トラブル発生等の緊急事態を防ぐため、原則 1 年間の支援期間において、1 ケースに対し月 2 回以上の訪問を中心としたきめ細やかな支援を行い、その間、必要に応じて障害福祉サービスや地域資源等につなぎ、地域生活の安定化を

図ることを目的に、「自宅等への定期的な訪問」、「病院への同行受診」「各種申請手続き等に同行」

「電話、面接による支援」「家族への相談支援」「関係機関への連絡調整」を行う。

② 職員体制

原則として専任職員を配置し、各署と連携を図りながら進める。

③ 年間利用予定件数

例年の傾向から見ると、コロナなどの影響はあるもののおおむね年間10人前後の実施数であることから、今年度も10人を目標とする。また、月1回の関係機関との連絡会や保健師との連携を図りながら進めていく。

5. 東京都精神障害者地域移行促進事業

○はじめに

一般相談支援事業者（以下「相談支援事業者」という。）や関係機関へ地域移行・地域定着に向けた専門的な支援を行うとともに、ピアサポーターの育成や活用に向けた体制の整備、保健・医療・福祉の関係機関の相互理解の促進により、精神科病院に入院している精神障害者が円滑な地域移行、及び安定した地域生活を送るための体制を整備することを目的とする。

（1）地域移行・地域定着促進事業

① 事業内容

都があらかじめ指定する区域及び精神科病院において、専任の地域移行コーディネーターを配置し、相談支援事業者、関係機関に対し地域移行や地域定着に向けた専門的な指導・助言等

の支援を行うとともに、精神科医療機関や精神障害者を支える地域の関係機関との連携強化を図るための活動を行う。

また安心生活支援員を配置し、地域移行コーディネーターと協働して、精神障害者の地域生活に関する体制づくり等の支援を行う。

② 職員体制

専任の地域移行コーディネーター1名と安心生活支援員を配置する。今年度は安心生活支援員の配置構成を職員1名・ピアサポーター1名の体制から変更し、ピアサポーター2名体制で配置する。

③ 年間利用予定件数

月平均150件程度の相談実績を目指す。

(2) ピアサポーターの育成及びピアサポートの活用を推進するための体制整備

① 事業内容

精神障害者の視点を重視した支援の充実や精神障害者が自らの疾患や症状について正しく理解することを促すためピアサポーターを育成し活用する。

また、ピアサポーターの活動の場が拡大されるよう、関係機関と連携し、ピアサポートの活用の推進に向けた体制整備を図る。

② 職員体制

専任の地域移行コーディネーター1名と安心生活支援員を若干名配置する。今年度の配置は、安心生活支援員を2名ともピアサポーターとする。

③年間利用予定件数

まずはピアサポートについてのニーズを知り、必要に応じて対応する。

(3) 地域移行関係職員に対する研修

①事業内容

精神障害者の地域移行・地域定着に関する保健・医療・福祉の相互理解を促進し、円滑かつ効果的な地域移行・地域定着を図ることを目的とした研修を実施する。

②職員体制

専任の地域移行コーディネーター1名と安心生活支援員を配置する。今年度はピアサポーター2名を配置する。

③年間利用予定件数

前年度は多くの方が参加し、普及が進んだことを踏まえ、今年度は質の高い研修を企画し、地域移行屋にも包括のさらなる普及と定着を目指す。50人から100人規模の研修で、グループワークなどに工夫を行う。

(4) その他

担当者会議や地域での連携会議に出席するほか、ピアサポーターの活用、求めに応じた研修実施など多岐にわたる支援を行う。

事例検討会や地域のネットワーク作りに積極的にかかわっていく。

6. 東京都ピアサポーター活用型アドバイザー事業

○はじめに

主に病院におけるピアサポート活動の促進のため、普及啓発や情報提供等の支援を行い、精神障害者の退院の促進及び地域生活をおくるための体制の整備を図ることを目的とする。

① 事業内容

受託者は、都があらかじめ指定する区域及び精神科病院において、ピアサポート活動を促進するための普及啓発や情報提供等の支援を地域移行コーディネーター、関係機関等と連携して行う。

(1) ピアサポーター活用アドバイザー事業

ピアサポーター活用アドバイザーは、主にピアサポーターの活用が進んでいない病院の、ピアサポーターの活用の推進のため、以下の活動を行う。ピアサポーター活用アドバイザーは、精神保健福祉士又はこれと同程度の精神障害者に関する専門的な知識と経験を有する者を配置すること。活動にあたっては、地域移行コーディネーター、安心生活支援員と連携するとともに、地域の関係機関と協力する。

(ア) 病院に訪問等を行い、ピアサポーターの活動に関する紹介等、病院のスタッフへの普及啓発を行う。

(イ) 病院がピアサポーター活動を進めるにあたっての相談を行う。

(ウ) 地域で実施しているピアサポート活動について情報を収集し、必要に応じて情報提供を行う。

(エ) 担当者会議や地域での連携会議に出席するほか、ピアサポーターの活用、求めに応じた研修実施など多岐にわたる支援を行う。

② 人員体制

アドバイザーを置き、各地の関係機関等と連携を図って、ピアサポートの普及を図る。

担当者会議や地域で開かれるピアサポート関連会議や行事に参加する。

③年間サービス提供件数

各所を確認する中で、初年度は実績重視で実施する。

III. 事業所全体での取り組みについて

①人材育成について

- ・昨年度後半からくらふとで始めた月1回程度のペースで行う事例検討会を、人材育成と捉え、事業所の垣根を越えて実施する。
- ・外部研修などを積極的に活用する。

② その他

(ア) 相談支援の普及活動

- ・各連絡会や他事業所等との関りを通じたネットワークづくりを行う
- ・特定非営利活動法人江戸川区相談支援連絡協議会との連携を行う。

(イ) 地域への障害理解を促進

- ・法人内外問わず地域イベント等への協力をする。

(ウ) 各種協力

・厚労省や日本精神保健福祉士協会、他自治体、他事業所等からの各種委員への協力依頼、視察
やヒアリング等に応じる。

(工) 運営体制

- ・業務効率化を図り、事務員等の適正配置を検討する。
- ・経営面での安定、職員のメンタルヘルス等に努める。
- ・必要な体制整備を速やかに行い、現場実践に支障の無いように努める。